広報 あびこ

第218号
昭和42年2月16日発行

発行所
千葉県東葛飾郡我孫子町役場
電話 あびこ (0471) 82-2111 (代表)
昭和34年7月30日第三種郵便物認可
発行日 毎月 1日・16日 1部2円

2月の納税

固定資産税の4期分です

2月28日に興陽寺において出張徴収を行いますから御利用下さい。

永久選挙人名簿
三月一日現在で追加登録

選挙人名簿が、永久に据えおかれることになってから、第二回目の追加登録を三月一日現在で行ないます。

この追加登録は、三月一日現在で満二十才以上になる方で本町に三ケ月以上居住しているものです。

選挙人名簿への登録は、この資格者のうち、登録の申出をしてある方に限られます。

去る一月に行なわれた町長、町議会議員補欠選挙および衆議院議員選挙のときに用いた選挙人名簿に登録されていなかった方や、本町に住所を移されて、いまだ選挙人名簿登録の申出をされていない方等は至急この手続きを済まされるようお願いします。

三月一日現在で追加登録の資格を有する者として決定を受けた方の住所、氏名等は、役場および各支所において、三月十一日から二十日まで、皆さんにおみせします。また現在登録されている方の選挙人名簿は、いつでも皆さんにおみせします。自分のこと、又家族やご近所の方で、不審なところがありましたら直ぐにたしかめておいてください。

四月には、県知事選挙と県議会議員選挙が同時に行なわれますが、選挙の当日投票のできる者は、選挙人名簿に登録されている方に限ります。

現在の選挙法が定めていることは、自ら申出して名簿に登録させ、自分の目で名簿に載っているかどうかを確かめ、選挙権を行使できるように自から努めるようになっております。

この機会に今一度、自分の名前が選挙人名簿に載っているかどうか確かめておいてください。

衆議員選挙投票率65%

一月二十九日の衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官の国民審査の投票は、本町において十ケ所で行なわれた。

投票の結果は、前回の衆議院選挙の投票率五十六・五一を上まわる六十五・二五%でした。

これは、千葉県の平均投票率を下まわっており、全国の平均投票率七十三・九八%に比しかなり低くなっております。

わたしたちは、いまいちど、自分達の選挙権の行使について考えてみなければならないでしょう。

ひとり政治に不満を訴えながらも、候補者の良悪をなげきながら棄権をすることは、汚いものから目をそらすと云う弱い考え方でとりのぞき、わたしがしっしなければ、いつまでも放り出されています。

汚れたものは、あなたが

あなたの一票、わたしの一票が、政治をより正しく生活をより豊かにしていくのです。強い考え方で、権利と責任をはたすよう努力しましょう。

次の表は、投票所別投票数及投票率を、本町における候補者別得票数です。

(衆議院議員選挙) **投票所別投票者数および投票率**

投票所	当日の有権者数 男	女	計	投票者数 男	女	計	投票率% 男	女	計
第1投票所 (第1小学校)	1,894	1,946	3,840	1,307	1,210	2,517	69,01	62,18	65,55
第2投票所 (第2小学校)	868	936	1,804	572	541	1,113	65,90	57,80	61,70
第3投票所 (第3小学校)	578	626	1,204	374	351	725	64,71	56,07	60,22
第4投票所 (第4小学校)	2,022	2,019	4,041	1,365	1,272	2,637	67,51	63,00	65,26
第5投票所 (保育所)	1,663	1,812	3,475	1,089	1,145	2,234	65,48	63,19	64,29
第6投票所 (久寺家分校)	231	246	477	159	171	330	68,83	69,51	69,18
第7投票所 (中峠下公民館)	1,147	1,212	2,359	769	796	1,565	67,04	65,68	66,34
第8投票所 (湖北支所)	834	923	1,757	569	585	1,154	68,23	63,38	65,68
第9投票所 (布佐中学校)	637	667	1,304	437	427	864	68,60	64,02	66,26
第10投票所 (布佐支所)	745	849	1,594	526	595	1,121	70,60	70,08	70,33
合計	10,619	11,236	21,855	7,167	7,093	14,260	67,49	63,13	65,25

毎年定期的に検診
ガンは早期発見がたいせつ

ガンは不治の病気ではなく、早期に正しい治療をすればなおります。また、早期に発見する事がガンで死亡することを予防する最もよい方法です。

ではガンを発見するにはどうすればよいか。ガンは医師の診察はよらなければ決して早い時期に発見することはできません。わたくしたちが取り得る最もよい方法は、毎年定期的に医師の検診を受けることです。もし、あなたが女の人でしたなら三十五才を過ぎたとき、半年に一度づつ婦人科の医師の診察を受け、男の人なら四十五才を過ぎたとき胃や胸のレントゲン写真を半年に一度づつ撮影してもらうことが理想的です。

ガンが手遅れになれば生命の問題です。

早く治療すれば必らず助かります。早く発見すればするほど、ガンが飛び火する前に完全に治療することが簡単にできるからです。飛び火してからでは間に合いません。

ガンに対する危険信号には次の七点があります。

① 胃腸のぐあい長く悪かったり、食物が胸につかえて思うように物が飲み込めないとき。

② 子宮からの不正出血やおりものがあるとき。

③ 血便があったり、その他便の状態が普通と違ってきたとき。

④ 乳房やその他どこでもシコリがふれるとき。

⑤ しわがれ声やセキが長く続くとき。

⑥ 「いぼ」や「ほくろ」に変化がおきたとき。

⑦ 原因がわからずにだんだんやせたり顔色が悪くなってきたとき。

以上のような症状があったときは、すぐに医師の診断を受けてください。

おとしよりの健康診査

老人の健康保持のため左記により健康診査を無料で実施いたしますので、おとしよりさんはあなたの選ぶ町内のお医者においになって一般診査を受けて、元気でたのしくくらしてください。

記

(イ) 一般診査日 二月二十一日～二十四日まで。

精密診査日 三月上旬

(ロ) 受診該者 六十五才(明治三十四年以前の生れ)以上のもので、今年は天王台、東我孫子、下ケ戸岡都、及び湖北、布佐地区の人。

(ハ) 一般診査 (イ)問診、(ロ)理学的診察(ハ)尿の検査。

(ニ) 精密診査 一般診査の結果お医者さんが精密検査を必要と判定された人。

(ホ) 受診される方は受診票をご持参して下さい。

別金 特給付 戦傷病者の妻にも受給権を新設

戦傷病者として軍人、軍属、準軍属に対して恩給、または障害年金を支給されていましたが、昨年七月一日からこれらの妻に対しても次の事柄で特別給付金が交付されることになりました。

軍人、軍属、準軍属として昭和十二年七月七日以後に公務上の傷病により昭和三十八年四月一日まで恩給法の特別症から第五項症以内の増加恩給などを受給していた者の妻に特別給付金十万円を十年間に国庫債券で交付されるものです。支給要件では、受給権者のあるものは、

(イ) 昭和三十八年四月一日における戦傷病者の妻(内縁の妻も含む)です。

(ロ) 昭和三十八年四月一日から昭和四十一年四月一日間に国籍の喪失、離婚、(事実上の離婚を含む)禁固以上の刑に服役、再婚、父母、祖父母、兄弟姉妹以外の養子となった者は失格となります。

又戦傷病者のものは

(ニ) 昭和十二年七月七日以後公務上の負傷で病にかかり昭和三十八年四月一日において恩給法による軍人、軍属人であった事により支給される方五項症以上の障害年金、その他による共済年金などの受給者の妻が対象となります。

衆議院議員候補者別得票数

候補者の氏名	党派	得票数
始関 伊平	自由民主党	2,113
吉川 兼光	民主社会党	1,634
川崎己三郎	共産党	508
上林繁次郎	公明党	1,923
木原 実	社会党	2,826
臼井 荘一	自由民主党	1,098
川島正次郎	自由民主党	3,970
大野 弘忠	無所属	101

卒業をひかえて 青少年と家庭の心得

卒業を目の前にひかえた青少年とその家庭では、特別にいろいろ配慮をする必要があります。小学校から中学校への段階では問題は少ないですが、中学校と高等学校の最終学年にある生徒は、就職や進学の問題に直面していますので、精神的に負担が大きく、また動揺もしやくなっています。

例年二月の時期の前後に青少年の家出や自殺などが多くなったりするのも、このことと関連があるといえましょう。このような点からみて、卒業期をひかえた青少年と家庭では次の点に注意する必要があります。

▼卒業する青少年は

卒業するということは、それがやがてまたそれぞれに新しい出発点に立たなければならないということです。すでに就職、進学の決定した者が多いでしょうがいままでのように親しく相談したり助けあったりすることができなくなる場合もあるかもしれません。

小さなつまづきを大きな失敗と考えて絶望したり、無力感にとらわれたりせず、いつでも悩みを打ち明けて相談できる人をもっていることがたいせつです。だれにも打ち明けたり相談しないで、思い余った行動に出ないようにすること。また季節的にも寒気が厳しく、感冒など健康をそこないやすい時期ですから、たいせつな時期に病気で倒れることのないよう、まず健康に注意することです。

▼家庭では

親のほうがこども以上に過敏になって、いらいらさせることがあってはなりません。

家庭内では、つとめて明朗なふん囲気をつくるように努め、日常の言動にも当人をいらだたせないように心を配ること。健康状態についても、じゅうぶん気をつけてやることが必要です。

激励と過度の要求とを賢明に区別するように努めることが、親として最もたいせつで、またむづかしい問題ですから、慎重に対処することが必要でしょう。

住民税の申告相談

二月二十七日から各地区で

○……所得税の確定申告とともに伴う納税は、二月十六……○
○……日から三月十五日まで税務署で行なうことになっ……○
○……ていますが、町では確定申告と住民税の申告相談……○
○……を二月二十七日から各地区別に行ないます。……○

住民税の申告相談を次表の日程でおこないますから近くの会場で申告書を提出して下さい。

申告書の提出がありませんと基礎控除以外の各種控除が受けられません。

なお申告書を提出するときは、次のことに注意して下さい。

申告書の手びきをよく読んでできるだけ記入してください。住所、氏名、生年月日、生命保険控除欄、扶養控除欄をかならず記入して、印鑑と次の書類をご持参下さい。

◎雑損控除＝警察の証明書
◎医療費控除＝医師への支払領収証◎社会保険料控除＝国民健康保険税領収証四十年度、四十一年度分国民年金手帳◎生命保険料控除＝保険料払込領収証、通帳◎牛馬費控除＝共済組合の証明◎水稲災害減算控除＝共済組合の証明◎動力耕うん機控除＝納税領収証◎農業用自動車＝車検票または納税領収証◎土地改良賦課金控除＝土地改良区の証明◎動力ふんむ機＝穀物乾燥機＝搾乳機＝産業課の証明◎小作料控除＝地主への支払領収書◎カーペット防除＝共済組合の証明

なお前号でお知らせしました個人住民税、個人事業税の申告方法が次のように変りましたのでご留意下さい。

㈠ 税務署へ所得税の確定申告書を提出した方は個人住民税、個人事業税の申告書を提出する必要はありません。

この場合、個人住民税、個人事業税の関係事項を所得税の確定申告書（裏面左下）に必ず記載して下さい。

㈡ 個人住民税、個人事業税の申告義務のある方で所得税の確定申告書を提出されない方は、個人住民税、個人事業税の申告書を、役場、東葛支庁へ三月十五日までに提出して下さい。

㈢ なお、確定申告書を提出した方でも変動所得または臨時所得のある方は「昭和四十二年度町民税県民税変動所得臨時所得申告書を」提出して下さい。

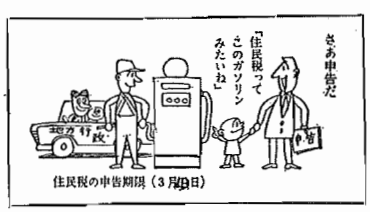

一月から国民年金保険料があがりました

すでにご存知のように国民年金を支払う財源は被保険者の皆さんが納めた保険料と国の半額の補助にとの両方をあわせたものを運用した利子などでまかなわれています。

ですから昨年制度の内容が大幅に改善され皆さんが受ける年金額が従来の二倍半引上げられ夫婦で一万円の年金が実現しました。これにより今年の一月分から保険料が百円引上げられました。つまり今までは年令によって百円百五十円の保険料でよかったのですが今年の一月からは三十四才までの人は二百円三十五才以上の人は二百円となり四十四年一月分からはさらに五十円引上げられることになりました。国民年金保険料は皆さんの将来の生活のためだてを得るためのものですので、すすんで納めるようにお願いします。

保険料の納め忘れは損

誰でも老後を明るく豊かにすごしたいとは願うところですが国民年金はこうした皆さんの要望にこたえるためいままで恩給や厚生年金保険あるいは共済組合などに入っていない農林漁業など自分の家で仕事をしている人にも平等に老後の生活を保障する目的でつくられたものです。

現在二十才から五十五才（明治四十四年四月二日生れ）までの人で厚生年金保険や共済組合などの年金に入っていない人は国民年金に必ず入ってください。年金は先に説明されたように皆さんが納めた保険料と国の半額の補助にこの両方をあわせたものを運用した利子などによりあなたが年を取ったときや交通事故などにあったりして身体が不自由になって働けなくなったときまた一家の働き手が亡くなって収入の道がなくなったときなどにいろいろな年金を支給して生活の安定を図ろうとするものです。

昨年は国民年金も大幅に改善され夫婦で月額一万円年金が実現し老後の生活も一層明るいものになってきました。この国民年金を貰うためにはきめられた期間の保険料を納めておくことが必要です。納めたり納めなかったり、また長い間滞納したりしては貰えるはずの年金が貰えなくなる場合もあります。国民年金保険料を納めていませんとあなた自身が損をしますので忘れず必ず納めてください。

お互いに明るい生活をおくるためにみんなで国民年金を育ててゆきましょう。

知っておきたい
国民年金

あなたの固定資産税は縦覧の機会に確かめよう

昭和四十二年度固定資産税（都市計画税）の基礎となる固定資産台帳の縦覧を三月一日から二十日まで行ないます。

前年度中に土地、家屋などの異動、増改築、新築などのあった方など不動産のある方はこの期間をご利用ください。この台帳に登録された価案に不服のある場合は、三月末日までに文書で町の固定資産審査委員会へ審査の請求をすることができます。

なお、縦覧場所、時間は次のとおりです。

○期間　三月一日から三月二十日まで
○時間　午前八時三〇分から午後五時まで。ただし、土曜日、日曜日は午前中です。
○場所　我孫子町役場ただし、三月十三日から十五日までは湖北支所、三月十六日から十八日までは布佐支所で、それぞれみることができます。

なお、昭和四十二年度の課税標準額は次のとおり一部変更します。

○土地
(1) 農地据置
(2) 農地以外

昭和四十一年度の課税標準額に、固定資産税は一・二倍、都市計画税は一・六倍を乗じたものです。

○家屋　在来分家屋（昭和四十一年一月一日以前の建築家屋）については一率に三％の減額となります。

また、固定資産税の免税点が次のとおり昭和四十一年度から引上げされておりますので、あらかじめご承知ください。

免税点
○土地　課税標準額、八万円未満（旧二万四千円）
○家屋　課税標準額五万円未満（旧三万円）
○償却資産　課税標準額三〇万円未満（旧十五万円）

申告相談日程表

（月日）	（受付時間）	（場所）	（参集地域）
2月27日	午前9時～午後4時	布佐支所	布佐全域
〃 28日	〃	〃	〃
3月 1日	〃	〃下公民館	湖北台，中里，朝日，新木
〃 2日	〃	中鵠下〃	中鵠上，下ケ戸土
3月 3日	〃	〃戸家館	岡都，下ケ戸土
3月 4日	〃	岡青年館	谷津，久寺家
3月 6日	〃	久寺家小学校	柴崎，青山
3月 7日	〃	柴崎第3校舎	根戸，新富
3月 8日	〃	根戸東部食糧事務所	ときわ，本町，白山，緑，寿
〃 15日	〃	〃	栄，並木，天王台，高野山東我孫子

春の火災予防運動

2月28日から3月13日まで

春の全国火災予防運動は二月二十八日から三月十三日までの二週間実施します。

十二月下旬から春季にかけて、気候的に火災発生に大きな影響をもたらしています。このため普段なら消滅してしまうほどの小さな火でも火災に発展し、いったん出火すると延焼拡大しやすい状態となります。

また、統計的にみても四月を中心とした春季に多くなっております。

この運動は、春先における火災の増加および他季に比べて大火の発生率の高いことを考慮して行なわれるもので、今年の重要目標は次のとおりです。

1 家庭における火災予防と人命の保護。
2 学校、病院、旅館、事業場などにおける火災予防と人命の保護。
3 林野火災の防止。
4 車輌と船舶火災の防止。

となっております。

ことしは昨年にくらべて火災発生件数が多く、町でも一月中に七件の火災（内訳建物三件、林野三件、その他一件）があり、その損害見積額は約二百十一万円と昨年一年間の損害見積額百二十九万円を上廻る数字となってしまいました。

消防では、火災予防運動中次のような行事を実施いたしますので運動の成果があがるようみなさんのご協力をお願い致します。

1 二月二十八日午前六時、サイレン、半鐘などの吹鳴、打鐘信号
2 二月二十八日町内宣伝広報及び消防団の巡廻、機械器具点検。
3 二月二十八日油火災の消火実験
4 三月三、四日危険物取扱所、貯蔵所などの立入検査
5 三月六、七日旅館などの立入検査
6 三月八、九日防火対象物立入検査
7 学校、病院、工場、事業場などの避難通報、初期消火訓練
8 その他火災予防に関することなお最近火災による焼死者が多数でておりますが家庭、職場における焼死者防止のため

1 寝る前に必らず火の元を調べる責任者をきめておく
2 老人や子供、病人等はつとめて二階にねかせない
3 からだの不自由な人や子供を残して外出をしない
4 避難のためのロープやはしごなどを用意しておく
5 非常口はいつでも通れるようにしておく
6 階段附近で火を使わない
7 火事の時は早く電話一一九番で消防署へ知らせる
8 いったん外へ逃げたら物をとりに絶対にもどらない
9 逃げおくれた人があるときは早く現場の消防隊へ知らせる
10 防災家族会議をひらき消火や避難の方法をきめておく

などの十項目について日頃から充分注意することが望まれます。

納税相談の開催

次の日程で、所得税、個人事業税、個人住民税の共同納税相談を開催いたしますからおいでくださるようお願いします。

月日　三月三日
時間　十時から五時まで
会場　役場税務課
左記以外の日でも三月十五日まで申告についての相談を行いますのでお気軽にお出下さい。

（なお当日東京地方税理士会の松戸部会の税理士、税務署の資産税係員が特に皆様方のため無料相談等を行います）

掲示板

天王台駅前線立体交差事業の一部着工

かねてから念願となっておりました天王台駅前線の立体交差事業の附帯工事として暗渠工事三一五米、街渠工事七二三米、路盤工事一五三九平方米、擁壁工事三〇米を四十一年度事業として工事費五三一万円をもって三月中に完成する予定で工事を急いでおります。

なお工事中色々ご迷惑をお掛けすることもあると思いますので御協力の程をお願い申し上げます。

町を知る会のお知らせ

町を知る会二月例会を左記のとおり開催いたします

記

日時、昭和四十二年二月二十二日（水）午後一時三十分
集合場所、我孫子町中央公民館前歩くところ、公民館より沼べりを武者小路実篤住居跡から根戸城跡まで
（先月は都合により武者小路実篤住居跡中止）

電話器の移転等は早めにお申し込み下さい

店舗、家屋の増改築により電話機の移転は十日前に引越しなどで電話機設置場所を変更する場合は十五日前に局へお届けください。

○電話の申込みには印鑑証明は必要ありません。

電話の申込みの際に印鑑証明の有無を聞かれる方がありますが、印鑑証明は必要ありませんが証明の取れる印鑑をご使用ください。

人事

教育委員会出向（産業課長補佐）　倉持　吉松
産業課長補佐（都市開発課長補佐）　小池　哲

赤十字から見舞品

一月に入ってから町では三件の全焼世帯が発生、日本赤十字社千葉県支部より被災者に対し見舞品が次のように贈られてきました。

毛布　一〇枚
敷布　一〇枚
洗面セット　四組
ギフトパック　一袋
乳児肌着　一二点

県支部では例年に比較すると約倍の火災が発生していて、見舞品も大巾にふえていることと特に記すべき悲しいことに死亡者が非常に多いことです。私達の生活に火はかかすことの出来ないものでありながら、それを使う人間が火に使われ死亡するとなるとこれは考えねばなりません。原因を乾燥期であるとか暖房器具の不備であるとか言う前に、今一度火の始末について考えて見たいものです。